

秋田都市計画特別用途地区の決定（秋田市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 33 h a	
合 計	約 33 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本区域において秋田都市計画用途地域を変更（工業専用地域を工業地域に変更）するにあたり、当該変更の趣旨や周辺地域との調和を図る観点を踏まえ、工業地区としての操業環境を害するおそれがある建築物の立地を制限するため、特別工業地区を決定する。

特別用途地区内における建築物の制限の内容

制限の内容については、「秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」において定める。

表 制限の内容

特別用途地区	建築してはならない建築物
特別工業地区	<ul style="list-style-type: none">・住宅・共同住宅、寄宿舍又は下宿・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの・図書館、博物館その他これらに類するもの

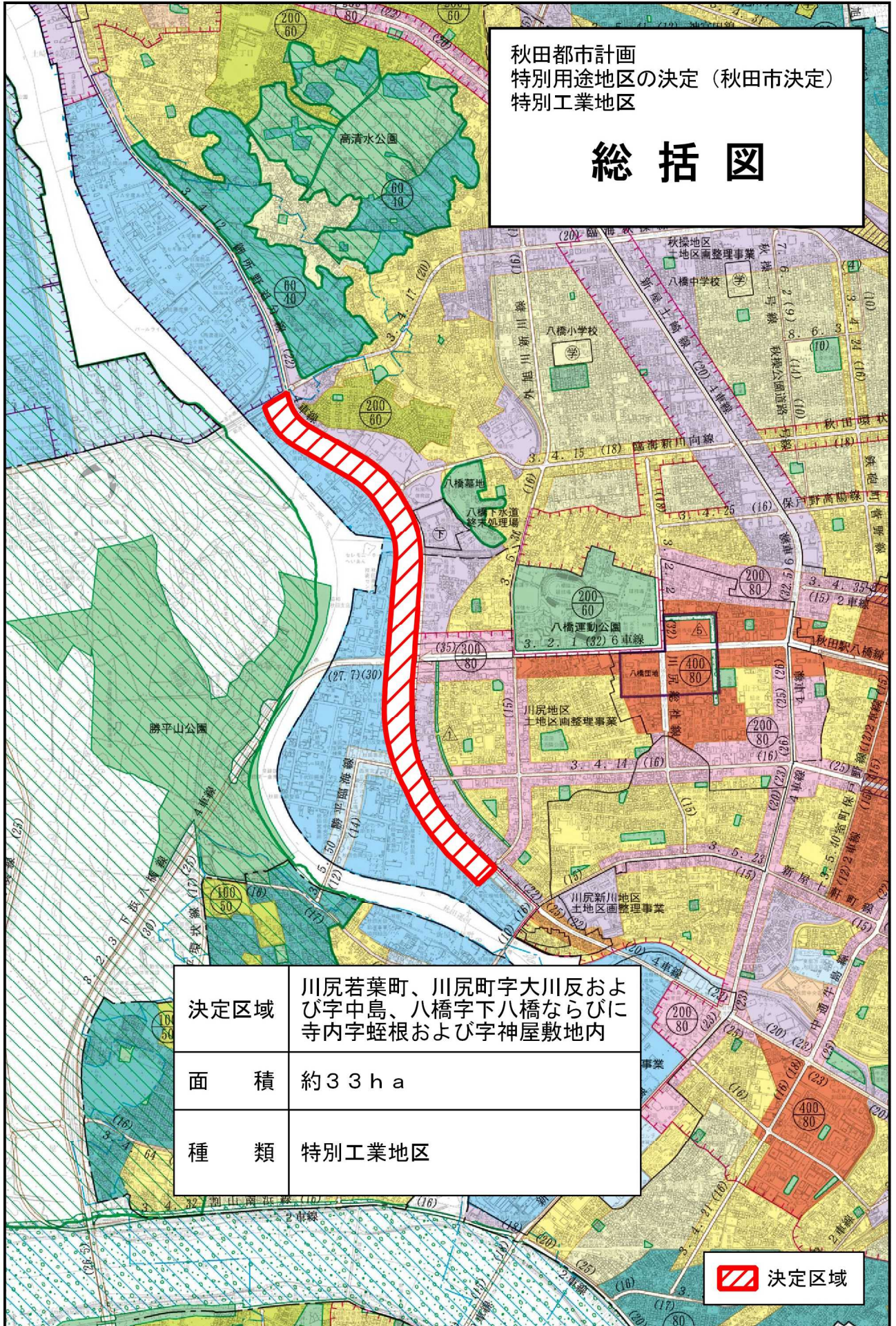
理 由 書

本区域は、西側が旧雄物川、東側が一般国道に沿って形成されている工業地区内に位置しているが、当該国道沿線において沿道型の商業施設が立地するなど、一部で土地利用の混在が見られる。

そのような中、令和3年6月策定の第7次秋田市総合都市計画においては、当該国道沿線における用途地域の見直し等により、交通条件をいかした施設の立地を促進し、周辺環境と調和のとれた産業エリアの形成を図ることとしており、現在の土地利用状況を踏まえ、このたび、工業地区としての操業環境を保全しつつ、幹線道路沿線にふさわしい業務の利便の増進を図るため、用途地域を変更（工業専用地域を工業地域に変更）するとともに、工業地区としての操業環境を害するおそれがある建築物の立地を制限する特別工業地区を決定するものである。

秋田都市計画
特別用途地区の決定（秋田市決定）
特別工業地区

総括図



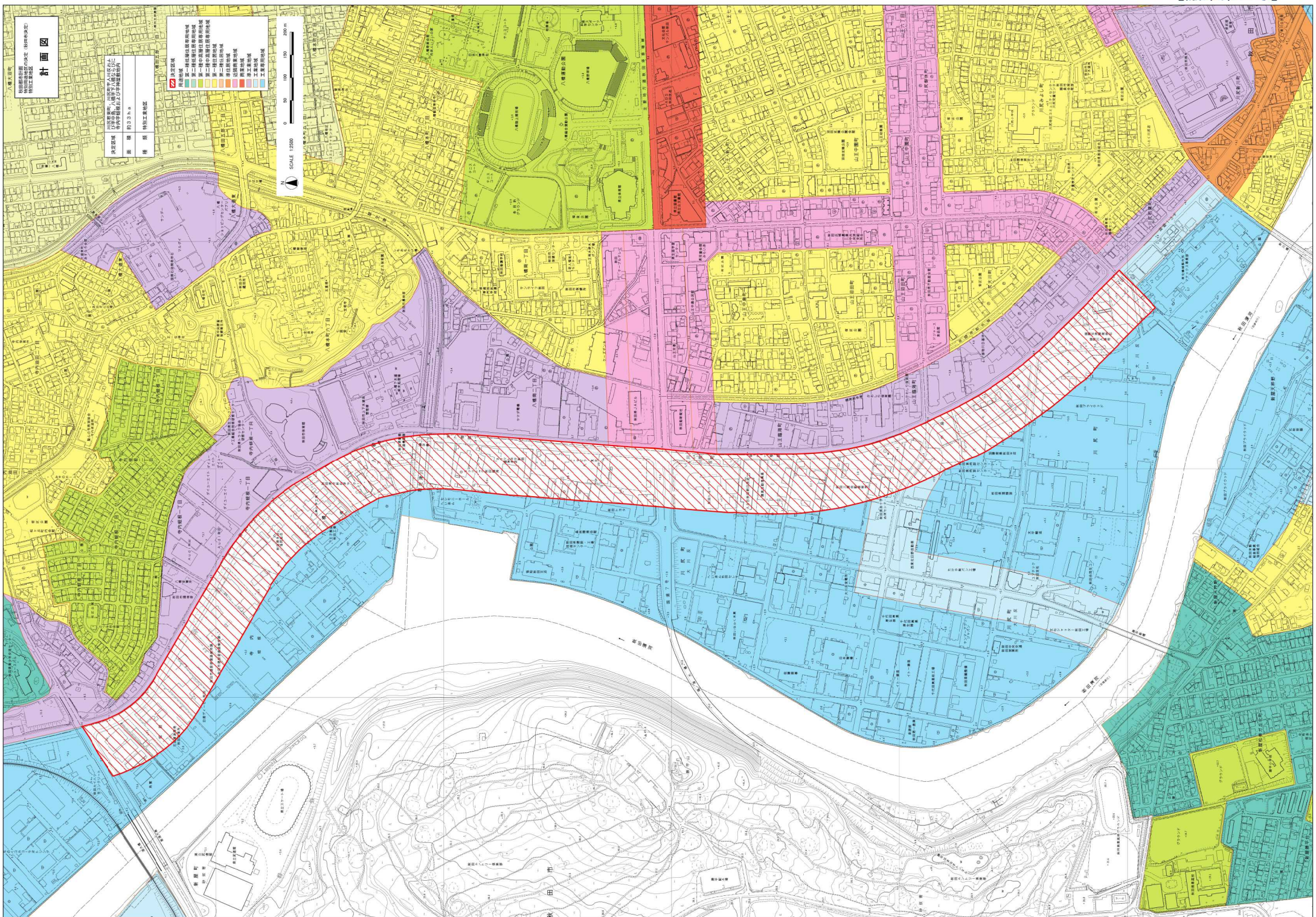
決定区域	川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内
面積	約33ha
種類	特別工業地区

 決定区域



SCALE 1:25000





計画図

指定区域
第一種住居地域
第二種住居地域
第三種住居地域
商業地域
工業地域
特別工業地域

SCALE 1:2000

0 50 100 150 200 m

北